開始

学校保健会は、各学校へ「書式1」、「書式2-1」、「書式4-1」、「書式6-1」を送付し、学校検尿を開始する。

第一次検尿実施

すべて陰性

Yes

該当生徒が通院中かどうか

Yes

学校は、「報告書1」に通院中の生徒の検査結果や病状の情報等を記入し、教育委員会へ提出する。

教育委員会は、受け取った「報告書1」を学校保健会へ提出する。

学校保健会は、受け取った「報告書1」を学校検尿委員会へ提出する。

学校検尿委員会は、委員会終了後、学校保健会へ「報告書1」を返却する。

No

No

陽性者判断基準

・尿蛋白：(+)以上または
　尿潜血：(+)以上
・尿糖：(±)以上
※両方の条件に当てはまる場合を同時陽性とする。

同時陽性である

Yes

学校は、必要事項を記入の上、各書式、受診票、採尿容器を保護者に渡し受診を促す。
「書式3-2」、「書式5-1」、「書式5-2」、「書式7-1」、「受診票1」、「受診票2」、採尿容器10ml 2つ

生徒は、厚生病院小児科を受診する。その際、紹介状、受診票、尿検体を医療機関へ提出する。
※受診予約の際に、必ず同時陽性であったことを伝えること。

厚生病院小児科は、検査結果を「受診票1」、「受診票2」に記載し、生徒へ返却する。
※受診票1は、第四次精密検診時及び緊急受診時記載欄に結果を記入する。

生徒は、学校へ受診票を提出する。

学校は、「報告書1」に、生徒の検査結果、通院中であればその情報等を記入し、「受診票」と共に教育委員会へ提出する。

教育委員会は、受け取った「報告書1」と「受診票」を学校保健会へ提出する。

学校保健会は、受け取った「報告書1」と「受診票」を学校検尿委員会へ提出する。

学校検尿委員会は、受け取った「受診票」の情報を元に、委員会の場で報告を行う。

学校検尿委員会は、委員会終了後、学校保健会へ「報告書1」、「受診票」を返却する。

No

陽性項目について現在通院中である

Yes

学校は、「報告書1」に、生徒の検査結果、通院中の情報等を記入し、教育委員会へ提出する。

教育委員会は、受け取った「報告書1」を学校保健会へ提出する。

学校保健会は、受け取った「報告書1」を学校検尿委員会へ提出する。

学校検尿委員会は、委員会終了後、学校保健会から預かっている「報告書1」を返却する。

No

緊急受診判断基準

・尿蛋白：(3+)以上
・肉眼的血尿
・尿蛋白(+)以上かつ
　尿潜血(3+)以上

緊急受診判断基準に該当する

Yes

学校は、必要事項を記入の上、各書式、受診票、採尿容器を保護者に渡し受診を促す。
「書式6-2」、「書式6-3」、「書式6-4」、「受診票1」、採尿容器10ml 2つ

生徒は、厚生病院小児科を受診する。その際、紹介状、受診票、尿検体を医療機関へ提出する。

厚生病院小児科は、検査結果を「受診票1」、「書式6-2」に記載し、生徒へ返却する。
※受診票1への記入は、第四次精密検診時及び緊急受診時記載欄を用いる。

生徒は、学校へ「受診票1」と「書式6-2」を提出する。

No

尿糖が陽性

Yes

学校は、必要事項を記入の上、各書式、受診票、採尿容器を保護者に渡し受診を促す。
「書式5-1」、「書式5-2」、「書式5-3」、「受診票2」、採尿容器10ml 2つ

生徒は、厚生病院小児科を受診する。その際、紹介状、受診票、尿検体を医療機関へ提出する。

厚生病院小児科は、検査結果を「受診票2」に記載し、生徒へ返却する。

生徒は、学校へ「受診票2」を提出する。

No
(尿蛋白・尿潜血いずれかが陽性)

第二次検尿実施

すべて陰性

Yes

No

同時陽性である

Yes

No

尿糖が陽性

Yes

No

第三次検診対象者
(尿蛋白・尿潜血いずれかが陽性)

学校は、必要事項を記入の上、各書式、受診票、採尿容器を保護者に渡し受診を促す。
「書式2-2」、「書式2-3」、「受診票1」、
採尿容器10ml 2つ

生徒は、第三次検診協力医療機関を受診する。その際、紹介状、受診票、尿検体を医療機関へ提出する。
※協力医療機関は、別紙「学校検尿協力医療機関」参照

1

終了

凡例

学校、生徒（保護者）

教育委員会、学校保健会

医療機関

学校検尿委員会

分岐

凡例

学校、生徒（保護者）

分岐

教育委員会、学校保健会

医療機関

学校検尿委員会

1

第三次検診実施

医療機関は、検査結果を「受診票1」に記載し、生徒へ返却する。
※受診票1は、検査結果の記入と第三次検診次記載欄に暫定診断を記入する。

生徒は、学校へ「受診票1」を提出する。

学校は、「報告書1」に、生徒の情報等を記入し、「受診票1」と共に教育委員会へ提出する。

教育委員会は、受け取った「報告書1」と「受診票」を学校保健会へ提出する。

学校保健会は、受け取った「報告書1」と「受診票」を学校検尿委員会へ提出する。

学校検尿委員会は、受け取った「受診票1」に記載されている検査結果を元に、委員会の場で判定を行う。

学校検尿委員会は、判定結果を「受診票1」に記載する。また、「報告書2」、「報告書5」を作成し、「受診票1」、「報告書1」と共に学校保健会へ提出する。

学校保健会は、「報告書5」を対象の医療機関へ送付する。また、「報告書3」、「報告書4」を作成する。

第四次精密検査対象者

Yes

No

学校保健会は、「報告書3」、「報告書4」を教育委員会へ提出する。
※「報告書1」、「受診票1」は学校保健会で保管する。

教育委員会は、学校へ「報告書3」、「報告書4」を提出する。

学校は、「報告書4」を保護者へ送付し、学校検尿委員会での判定結果を伝える。

学校保健会は、「書式3-1」を作成し、「報告書3」、「報告書4」、「受診票1」と共に教育委員会へ提出する。
※「報告書1」は学校保健会で保管する。

教育委員会は、「書式3-1」、「報告書3」、「報告書4」、「受診票1」を学校へ提出する。

学校は、「書式3-2」、「書式3-3」を作成し、「報告書4」と「受診票1」と共に保護者へ渡し、厚生病院小児科への受診を促す。

生徒は、精密検査医療機関を受診する。その際、「書式3-3」、「受診票1」、尿検体を医療機関へ提出する。

第四次精密検査実施

厚生病院小児科は、診断結果を「受診票1」の、第四次精密検診時および緊急受診時記載欄に記入し、生徒へ返却する。

生徒は、「受診票1」を学校へ提出する。

学校は、「受診票1」を教育委員会へ提出する。

教育委員会は、「受診票1」を学校保健会へ提出する。

学校保健会は、「受診票1」を学校検尿委員会へ提出する。

学校検尿委員会は、委員会の場で第四次精密検査の診断結果を報告する。

学校検尿委員会は、委員会終了後「受診票1」を学校保健会へ返却する。

学校保健会は、「受診票1」を保管する。

終了